

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可  
毎週火、金曜日発行(但休日に当るときは翌日)

# 鳥取県公報

## 条例

鳥取県吏員等恩給条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和三十年四月一日

鳥取県知事 遠 藤 茂

### 鳥取県条例第十二号

鳥取県吏員等恩給条例の一部を改正する条例

鳥取県吏員等恩給条例(大正十二年十二月鳥取県令第五十五号)の一部を次のように改正する。

第一条中「県吏員等及」の下に「之ニ準スヘキ者並ニ」を、「恩給法」の下に「(大正十二年法律第四十八号)」を加える。

第二条第一項中「扶助料及扶助金」を「傷病一時金、遺族扶助料及死亡給与金」に改め、同条第二項中「扶助料」を「遺族扶助料」に、「及扶助金」を「傷病一時金及死亡給与金」に改める。

第三条及び第三条ノ二を次のように改める。

第三条 本条例ニ於テ県吏員等トハ県經濟又ハ職員団体等ヨリ給料ヲ受クル者ニシテ左ノ各号ニ掲クル職ニアルモノヲ謂フ

- 一 知事、副知事、出納長又ハ副出納長
- 二 事務吏員又ハ技術吏員
- 三 議会ノ事務局長又ハ書記
- 四 選挙管理委員会ノ書記
- 五 常勤ノ監査委員又ハ監査委員ノ事務ヲ補助スル書記
- 六 人事委員会ノ常勤ノ委員、事務局長又ハ事務局ノ吏員相当職員
- 七 教育委員会ノ教育長又ハ事務局ノ吏員相当職員
- 八 教育委員会ノ所管ニ属スル学校以外ノ教育機關ノ吏員相当職員
- 九 公立ノ高等学校ノ校長、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、事務職員又ハ技術職員
- 十 公立ノ中学校、小学校、盲学校若クヘラう学校ノ校長、教諭、養護教諭又ハ事務職員

第十五条第一項又ハ第二十五条ノ規定ニ依リ準用スヘキ恩給法第七十五条第二項ノ規定ニ依リ二以上ノ恩給ニ付共通ニ加給ノ原因タルヘキトキベ最初ニ給与事由ノ生シタル恩給ニ付テノミ加給ノ原因タルヘキモノトス

第七条第一項第二号中「二年」を「三年」に改める。

第七条の次に次の二条を加える。

第七条ノ二 恩給権者前条・第二十三条第一項第一号若クヘ第二号ノ規定又ハ第二十五条ノ規定ニ依リ準用スヘキ恩給法第七十七条若クヘ第八十条ノ規定ニ該当シ恩給ノ給与ヲ受ケルコトヲ得サルニ至リタルトキヘ本人又ハ其ノ遺族ヘ其ノ旨ヲ遲滞ナク知事ニ届出ツヘシ

第七条ノ三 知事ハ年金タル恩給ヲ受クルノ権利ヲ有スル者ニ付其ノ権利ノ存否ヲ調査スヘシ

第八条第一項但書中「恩給金庫ニ担保トシテ」を「恩給法第十一項但書ニ規定スル国民金融公庫等ニ担保ニ」に改める。

第九条第二項中「第十条」を「第十条第二項」に改める。

第九条の次に次の二条を加える。

第九条ノ二 前条ノ場合ニ於テ死亡シタル恩給権者未タ恩給ノ請求ヲ為ササリシトキヘ恩給ノ支給ヲ受クヘキ遺族又ハ相続人へ自己ノ名ヲ以テ死亡者ノ恩給ノ請求ヲ為スコトヲ得

前条ノ場合ニ於テ死亡シタル恩給権者ノ生存中裁定ヲ経タル恩給ニ付テハ死亡者ノ遺族又ハ相続人へ自己ノ名ヲ以テ其ノ恩給ノ支給ヲ受クヘキ同順位ノ遺族又ハ相続人二人以上アルトキヘ其ノ中一人ヲ総代者トシテ前二項ノ恩給ノ請求及支給ノ請求ヲ為スヘシ

第九条ノ三 恩給ヲ受クルノ権利ヘ知事之ヲ裁定ス

第十条中「其ノ俸給月額ノ百分ノ二ニ相当スル金額ヲ毎月」を「毎月其ノ給料ノ百分ノ二ニ相当スル金額ヲ」に改める。

十一 海区漁業調整委員会ノ吏員相当ノ書記

第三条ノ二 本条例ニ於テ県吏員等ニ准スヘキ者トハ県經濟又ハ職員団体等ヨリ給料ヲ受クル者ニシテ左ノ各号ニ掲クル職ニアルモノヲ謂フ

- 一 公立ノ中学校、小学校、盲学校若ヘラう学校ノ助教諭、養護助教諭又ハ當時勤務ニ服スルコトヲ要スル講師
- 二 公立ノ高等学校ノ常時勤務ニ服スルコトヲ要スル講師
- 三 公立ノ中学校、小学校、盲学校若クヘラう学校ノ第六条第二項中「第六条及第七条」を「第六条乃至第七条」に改める。
- 四 公立ノ中学校、小学校、盲学校若クヘラう学校ノ第六条の次に次の二条を加える。

第六条ノ二 県吏員等若クハ之ニ準スヘキ者又ハ其ノ遺族五ニ通算セラレ得ヘキ在職年又ハ同一ノ傷病ヲ理由トシテ二以上ノ恩給ヲ併給セラルヘキ場合ニ於テハ其ノ者ノ選択ニヨリ其ノ一ヲ給ス

県吏員等若クヘ之ニ準スキ者ノ扶養家族又ハ扶養遺族第十九条第五項ノ規定ニ依リ準用スヘキ恩給法第六





**第一二十三条ノ三 増加退職料ハ之ヲ受クル者労働基準法**

第七十七条ノ規定ニ依ル障害補償又ハ之ニ相当スル給付ニシテ同法第八十四条第一項ノ規定ニ該当スルモノヲ受ケタル者ナルトキハ當該補償又ハ給付ヲ受クル事由ノ生シタル月ノ翌月ヨリ六年間之ヲ停止ス但シ其ノ年額中当該補償又ハ給付ノ金額ノ六分ノ一ニ相当スル金額ヲ越ユル部分ハ之ヲ停止セス

第二十四条第二項中「前項」を「前二項」に、「俸給月額」を「給料月額」に、「在職」を「在職年」に改め、同条に第二項として次の二項を加える。

前項ノ規定ニ拘ラス常勤ノ監査委員ニ付テハ在職年二年以上十七年未満ニシテ退職シタルトキハ之ニ退職給与金ヲ給ス

第二十四条ノ二中「者ハ」を「者ノ」に、「付」を「付テハ」に、「恩給法施行令第三十条ノ二」を「第六十一条ノ三」に改め、「退職料年額ノ計算」の下に「及退職給与金ノ返還」を加える。

第二十四条ノ二の次に次の二条を加える。

マラリヤ(黒水熱ヲ含ム)	肺デスマ病
しょ、紅熱	トリバノゾーム病
とうそ、	黄だん出血性スピロヘータ病
コレラ	カラアザール
発しんチフス	カラン熱
パラチフス	流行性出血熱
ペスト	デング熱
回帰熱	フライリア病
赤痢	フランペジア
流行性脳脊髄膜炎	流行性脳炎
流行性感冒	

附 則

(施行期日)

第一条 この条例は公布の日から施行する。但し、第三条の改正規定中第一号から第五号までの規定は昭和二

**第二十四条ノ三 傷病一時金ヲ受ケタル後四年内ニ第十九条第一項ノ規定ニ依リ増加退職料ヲ受クルニ至リタルトキハ傷病一時金ノ金額ノ六十四分ノ一ニ相当スル**

金額ニ傷病一時金ヲ受ケタル月ヨリ起算シ増加退職料ヲ乗シタル金額ノ傷病一時金ヲ返還セシム

前項ニ規定スル場合ニ於テハ増加退職料ノ支給ニ際シ其ノ返還額ニ達スル迄支給額ノ三分ノ一ニ相当スル

金額ニ傷病一時金ヲ受ケタル月ヨリ起算シ増加退職料ヲ受クルニ至リタル月迄ノ月数ト四十八月トノ差月數ヲ乘シタル金額ノ傷病一時金ヲ返還セシム

別 表一

第二条 左に掲げる条例は、廃止する。

一 鳥取県吏員等恩給条例施行細則(昭和十四年二月

鳥取県条例第二号)

二 鳥取県吏員等恩給条例臨時特例(昭和二十四年三



乗車定員が六十人をこえるもの 年額三万三千円」の次に「トレーラー 年額二万八千円」を、「乗車定員が六十人をこえるもの 年額六万一千円」の次に「トレーラー 年額四万一千円」を、「トレーラー 年額一万八千円」を、及び「乗車定員が六十人をこえるもの 年額三万三千円」の次に「トレーラー 年額二万七千円」を、それぞれ加え、第四号中、「けん引車 年額二万一千円」を削り、第五号中、「最大積載量が一トンをこえるもの 年額四千九百円」の次に「トレーラー 年額三千七百円」を、それぞれ、加える。

## (固定資産税の納税義務者等)

## 第十節 県が課する固定資産税

が一トンをこえるもの、年額四千九百円」の次に「トレーラー、年額二千七百円」を、及び「最大積載量が一トンをこえるもの、年額六千四百円」の次に「トレーラー、年額三千七百円」を、それぞれ、加える。

「二万八千円」を、「乗車定員が六十人をこえるもの 年額六万一千円」の次に「トレーラー 年額四万二千円」を、「乗車定員が六十人をこえるもの 年額二万二千円」の次に「トレーラー 年額一万八千円」を、及び「乗車定員が六十人をこえるもの 年額三万三千円」の次に「トレーラー 年額二万七千円」を、それぞれ加え、第四号中、「けん

大規模の償却資産（以下「大規模償却資産」という。）は、法第三百四十九条の<sup>五百一</sup>規定する  
「固定資産税」（以下「固定資産税」という。）は、法第三百四十九条の<sup>五百一</sup>規定する

三 市町村が徴収した個人の県民税に係る徴収金を法第十七条の規定によつて市町村が還付した場合における県の徴収金に係る過誤納金に相当する金額

四 法第十八条の規定によつて市町村が還付した前号の過誤納金に係る還付加算金に相当する金額

五 法第三百二十二条第二項の規定によつて市町村が交付した個人の県民税の納期前の納付に対する報奨金の額に相当する金額

第三十八条中「法第四十七条第一項」を「前条」に改める。

四 法第十八条の規定によつて市町村が還付した前号の過誤納金に係る還付加算金に相当する金額

四 法第十八条の規定によつて市町村が還付し、の過誤納金に係る還付加算金に相当する金額

ては、その場所の經營者。

第百条第一項中、「特別徵收義務者として指定されるべき者は、第九十二条の場所の經營又は業者その他これに類する者が」を「特別徵收義務者となるべき者はその經營又は」に改める。

第九十七条第一項を次のように改める。  
第九十七条 遊興飲食税の特別徴収義務者は、次の各号に掲げるものとする。

「万三千円」の次に「トレーラー 年額二万七千円」を「最大積載量が七トンをこえるもの 年額二万三千円」の次に「トレーラー 年額 一万二千五百円」を、「最大積載量が七トンをこえるもの 年額三万五千円」の次に「トレーラー 年額一万九千円」を、第三号中、「乗車定員が六十

（法第三百四十九条又は法第三百四十九条の三の規定による）  
（固定資産税の税率）

（固定資産税の課税標準となるべき額をいう。）  
（市町村が課することができる固定資産税の課税標準となるべき額をこえる部分の金額を課税標準として、その所有者に課する。）

（固定資産税の賦課期日）  
第百三十一条 固定資産税の税率は、百分の一・四とする。  
（固定資産税の賦課期日）  
第百三十一条 固定資産税の賦課期日は、当該年度の初  
日の属する年の一月一日とする。

第一百三十二条 固定

第二期 七月二十日から同月三十一日まで

第二期 七月二十日から同月三十一日まで

### (固定資産税の納期前の納付)



この条例は、公布の日から施行する。

鳥取県自転車登録条例の一部を改正する条例をここに公布する。

鳥取県自転車登録条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和三十年四月一日

鳥取県知事 遠藤茂

鳥取県条例第十六号

鳥取県自転車登録条例の一部を改正する条例

鳥取県自転車登録条例(昭和二十五年十一月鳥取県条例第六十一号)の一部を次のように改正する。

第七条中「又は警察吏員」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

県立学校実習施設使用料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和三十年四月一日

鳥取県知事 遠藤茂

鳥取県条例第十八号

県立学校実習施設使用料徴収条例の一部を改正する条例

条例を定める。

(設置)

第一条 生活保護法(昭和二十五年法律第二百四十四号。以下「法」という。)の規定に基く医療扶助の適正な実施を図るため、医療扶助審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事項)  
審議会は知事の諮問に応じ、次に掲げる事項を審議して答申する。  
一 法による要保護者の入院医療の要否に関すること。  
二 前号のほか医療の給付に関すること。  
(組織)  
第三条 審議会は、委員七人をもつて組織する。  
2 委員会は、次に掲げる者のうちから知事が任命し又は委嘱する。  
一 指定医療機関の医師  
二 学識経験者  
三 吏員

第四条 委員の任期は一年とする。但し補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は委員がその職務を行うに適当でなくなつたと認めるときは、前項の期間内においてもこれを解任し、又はその委嘱を解くことができる。  
(会長)  
第五条 審議会に会長を置く。  
2 会長は委員が互選する。  
3 会長は、審議会を代表し会務を総理する。  
4 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(招集)

第六条 審議会は、会長が招集する。  
(定足数及び表決)

第七条 審議会は委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。  
審議会の議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

鳥取県条例第十七号  
県立学校実習地施設使用料徴収条例の一部を改正する条例





第七条 第三条第一項に規定する施設または場所の經營者もしくは管理者は、調理士を置くようにならなければならぬ。

(調理士の義務)

第八条 調理士は免許証をみやすい場所に掲示しておかなければならない。

(調理士の義務)

2 調理士は、常に衛生知識の修得並びに調理技能の向上に努めるとともに、その調理が公衆の衛生並びに食生活の向上に寄与するようにしなければならない。

3 調理士は、毎年二回以上保健所または知事が指定する医師の健康診断を受けるようにしなければならない。

(名称の使用禁止)

第九条 調理士でない者は、調理士またはこれに紛らわしい名称を用いてはならない。

(手数料)

第十条 試験、免許、または免許証の再交付もしくは書換交付を受けようとする者は、それぞれ次の各号に定める手数料を納付しなければならない。

### 發行日火、金

行 延 取 県 島 取 市 東 町  
行 延 取 県 島 取 市 東 町  
印 刷 所 島 取 市 東 町 印 刷 所

昭和30年4月15日第三種郵便物認可

一 試験手数料 一百円  
二 免許手数料 二百円  
三 免許証再交付手数料 五十円  
四 免許証書換手数料 五十円

2 既納の手数料は還付しない。  
(罰則)

第十二条 この条例の施行に關し必要な事項は知事が別に定める。

1 この条例は、昭和三十年九月一日から施行する。  
2 他の都道府県において、調理士の免許を受けた者は、

第二条に規定する試験に合格したものとみなす。

### 附 則